

今まではこわくて何も言えなかった社長に  
組合を通してハッキリと主張していこう！

パワハラ・セクハラ・未払い賃金・有給休暇付与  
など…会社に法律を守らせたり、対等に意見を言え  
るようになるためには労働組合の力が不可欠です。

しかし、会社の言いなりになって何も発言せず、行  
動もしないような「名ばかり労働組合」に入っても要  
求は何も進みません。

会社が事業縮小のため、解雇するなどの事案は増  
える一方。頼れる労働組合はほんの少し、組合選び  
は重要な分岐点。強くて頼りがいのある労働組合「連  
帯ユニオン」をいつでも  
頼ってください。

強くて頼りがいがある

労働組合を選ぼう！



名ばかり労組じゃ  
何も変わらないよ

ひとりで  
悩まずに  
相談してね。

WELCOME !!

困った時、悩んだ時、いつでもあなたをサポート！



ひとりでも、誰でも、入れる労働組合

連帯ユニオン

TEL06-6583-5546

www.rentai-union.com

相談無料  
秘密厳守



## ■ 組合員になると労働基準法だけでなく労働組合法にも守られる！

労働基準法で賃金・労働時間などの労働条件の最低基準が定められています。

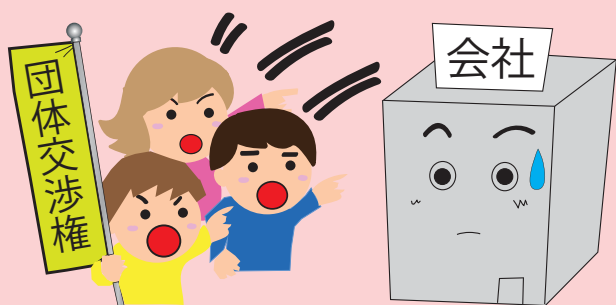
憲法では、最低基準を会社に守らせ、さらにこれを上回る労働条件を獲得して労働者がまともな条件で働けるようにするために、28条「団結権」(＝労働者が労働組合をつくったり加入したりする権利)、「団体交渉権」(＝労働組合が会社と交渉する権利)「団体行動権」(＝労働条件実現のためにストライキなどの団体行動をする権利)を保障しているのです。

法律はあっても守らせられなければ意味がありません。連帯ユニオンに加入することで、労働者はもっている権利を行使することができます。労働条件について組合担当者・労働者が会社と対等な立場で交渉できるようになるのです。

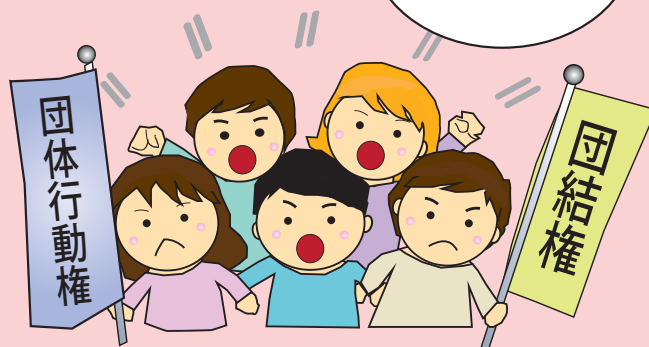
それと同時に、会社にはさまざまな義務が課され、今までのように労働者に対してやりたい放題できなくなるのです(会社は、組合を無視して一方的に労働者の賃下げを行うこともできなくなります)。

**労働三権 = 団結権・団体交渉権・団体行動権**

労働者のもつ  
基本的権利



「**団体交渉権**」は、使用者と交渉して協約を結ぶ権利のこと。会社は、組合からの団体交渉の申し入れを正当な理由なく拒むことはできず、さらに誠実に交渉する義務を負います。



「**団結権**」は、労働者が会社と対等の立場で労働条件などを交渉するために労働組合をつくる権利。「**団体行動権**」は、団体交渉で要求を認めさせるためにストライキを行う権利です。

労働三権を具体的に保障するために「労働基準法・労働組合法・労働関係調整法」があります。

あなた自身も助け合いメンバー

### 働く人同士が助け合う組織



労働組合は、闘う手段。あらゆるノウハウをもった頼もしい組織です。ただし、請負ではなく組合員全員の助け合いの力で問題を解決するところです。あなたも是非、一緒に力をあわせて労働条件をよくしていきましょう。

**労働者の権利は  
強い労働組合にしか  
守れません！**